

各上場企業の御担当各位

財 務 省
令和2年4月17日

外為法（対内直接投資）に係る銘柄リストについて

外為法の対内直接投資に係る事前届出対象業種該当性調査につきまして、ご多忙の中ご協力いただき、誠にありがとうございます。既に調査票を提出いただきました企業におかれましては、ご対応に感謝申し上げます。

現在、調査票を提出いただいた企業につきましては、ご回答内容の確認作業を進めております。また、調査票を提出いただいていない企業につきましては、調査票の記入要領に記載したとおり、定款及び有価証券報告書の公表情報に基づき、当局において銘柄分類①～③への区分作業を行っております。

上記作業に当たり、当局としては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための対応等により調査票を提出できていない企業のご事情も考慮し、各社の区分を記載した銘柄リストの公表を5月8日（金）まで延期するとともに、公表前に自社の区分を確認したい企業に対し、予め確認いただく機会を確保することといたしました。

については、自社が銘柄分類①～③のどれに区分されるのかの結果をお知りになりたい場合には、御社名・証券コード、担当者の連絡先（お名前・電話番号）を明記のうえ、4月24日（金）までに財務省（照会先は下記）まで電子メールにてご連絡をいただきますよう、お願い申し上げます。ご連絡いただいた企業に対しましては順次、電子メールにて回答差し上げます。

（注）メールアドレスの入力誤りを防止する観点で、頂いたメールに返信する形で
の回答を予定しております。複数のメール先への回答を希望される場合は、CC
に含めてご送信ください。

なお、調査票へのご回答は、引き続き4月24日（金）[必着]まで受け付けております。電子媒体については日本能率協会総合研究所内に開設する専用ホームページ（アドレスは下記）に掲載させていただいております。ご回答は、電子媒体でも紙媒体でも結構です。

以上、ご確認及びご協力の程、何卒よろしくお願いいたします。

（照会先）

財務省国際局調査課外国為替制度調査室 gaitame-kaisei@mof.go.jp

（専用ホームページ）

日本能率協会総合研究所 <https://www.jmar-form.jp/mof>